

『地域の魅力ある商品の関係者が連携する輸出取組等を行いたい』

(令和6年度補正予算)

グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策事業のうち

加工食品クラスター輸出緊急対策事業

加工食品の輸出拡大に向けて、食品製造事業者等が連携した加工食品のPRやテストマーケティング、輸出先国の現地ニーズに対応するために必要な機械の導入等を支援します。

対象となる方

加工食品の輸出拡大を目指す団体

(ただし、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年11月30日)に記載のある清涼飲料水、菓子、ソース混合調味料、味噌・醤油、地域の特色ある食品を優先。)

支援内容

(1) 加工食品のPR等需要拡大、テストマーケティング、輸出人材の育成等

加工食品の輸出拡大に向けて、複数の食品製造事業者等が連携して販路開拓を行い、輸出の商流を構築するためのプロモーションやテストマーケティング、輸出人材の育成等に係る費用。

(2) 輸出先国の現地ニーズに対応するために必要な機械の導入等

輸出先国・地域のバイヤー等が求める条件等、現地のニーズに対応した商品の開発・製造のために必要な機械導入等に係る費用。

○補助率

定額(1,000万円を上限とする。)

○要件

- ・輸出事業計画の認定(事業実施期間中)
- ・輸出先国のマーケット事情に精通した専門家(コンサル、商社等)等との連携
- ・団体の構成員に複数の食品製造事業者が含まれており、輸出実績(間接輸出を含み本事業で取組を行う輸出先国であるかは問わない)のある者が1人以上含まれている。
- ・(2)の事業は、中小企業者(資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下を満たすもの)から構成され、導入機械の適切な管理ができる団体に限る。

ご利用方法

■ 事業スキーム



R6年度補正予算の公募は終了しました。

【 お問い合わせ先 】

大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

電話: 03-6744-2068